

ID: 13

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	村田町定住促進住宅条例 第42条		
例規番号	平成27年条例第34号		
【基準】 第42条の規定による。 (過料) 第42条 詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日